Q&A（一般向け）

このQ&Aは、支援対象避難者が公営住宅に入居を申し込むに当たっての一般的な手続き・注意事項をお示ししたものです。

公営住宅への入居の申込みに当たっては、入居要件・同居要件や募集の時期を含めた手続き等が都道府県・市区町村によって異なるほか、実際に入居する場合には収入に応じた家賃が発生しますので、詳細については入居を希望される都道府県・市区町村の公営住宅担当部局にお問い合わせください。

なお、「居住実績証明書」の発行手続き等については、避難元市町村にお問い合わせください。

**【目次】**

**１．証明書の発行について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３**

* + 具体的手続きを教えてほしい。
	+ 証明書の発行はどこでも出来るのか。
	+ 避難のため窓口での申請が出来ないのだがどのようにすればよいか。
	+ 平成23年3月11日において、下宿・単身赴任等により対象地域内に在住していた場合で、住民票が対象地域外にあった場合、どの市町村に申請すればいいのか。
	+ 平成23年3月11日において、下宿・単身赴任等により対象地域内に在住していた場合で、住民票が対象地域内の別な市町村にあった場合、どの市町村に申請すればいいのか。
	+ 住民票が対象地域外にある場合において、所定の書類以外で下宿・単身赴任等の事実を証明することは可能か。
	+ 証明書を紛失・発行した場合に再発行をしてもらえるのか。
	+ 証明書発行後に証明書記載事項に変更が生じた場合、どのような手続きが必要か。

**２．証明書の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４**

* + 証明書はいつまで効力を有するのか（一度公営住宅に入居した後、何らかの理由により別の公営住宅に入居しようとする場合も一度取得した証明書は使えるのか）。
	+ 証明書を持っていれば必ず公営住宅に入居出来るのか。
	+ 具体的に、どのような優先的取扱いを受けることができるのか。
	+ 証明書を持っていれば全国どの都道府県・市区町村の公営住宅でも入居が可能なのか。
	+ 単身赴任等により、対象地域内に居住していた場合において、家族が生活していた対象地域外の市区町村内にある公営住宅に入居することは可能なのか。
	+ コピー・複写された証明書は使えるのか。
	+ 何らかの理由により避難元市町村が対象地域から外れた場合、証明書の効力はどのようになるのか。

**３．対象となる方について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５**

* + 世帯とはどの範囲で考えるのか。
	+ 公営住宅に入居しようとする人全員が、平成23年3月11日時点で対象地域に居住していなければ対象とはならないのか。
	+ 世帯全員で既に引っ越しをしてしまっていて、世帯全員が公営住宅への入居を希望している場合も対象になるのか。
	+ 世帯全員で今後に引っ越し、世帯全員が公営住宅への入居を希望している場合も対象になるのか。
	+ 世帯の誰かが支援対象地域内に残っている場合で、避難している者だけが公営住宅への入居を希望している場合も対象になるのか。
	+ 今後世帯の一部だけが引っ越し、公営住宅への入居を希望している場合も対象になるのか。
	+ 対象地域内で避難をしている場合も対象になるのか。
	+ 世帯の一部だけが就学のための下宿・単身赴任等で対象地域に居住していた場合は対象になるのか。
	+ 上記の場合において、対象地域に居住していなかった者も含めた世帯全員（又は世帯の一部）で公営住宅への入居を希望する場合は対象になるのか。
	+ 一方（例えば夫）のみが支援対象地域内に居住しており、3/11以降に結婚した夫婦は対象になるのか。

**４．「収入」の計算方法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７**

* + 世帯の全部が避難し、公営住宅への入居を希望する場合、どの範囲で収入が合算されることになるのか。
	+ 世帯の一部が避難する場合、どの範囲で収入が合算されることになるのか。
	+ 現在、対象地域内又は避難先の公営住宅に入居しているが、居住実績証明書を提出すれば、世帯収入を1/2にする措置が適用されるのか。

**５．住宅困窮要件（持ち家を持っていないものとみなすこと）について・・・・・・・・・・・・・・・・・８**

* + 一家がバラバラに避難している場合は、それぞれの者が現在居住しているところで本特例の対象となるのか。
	+ 例えば３世代で同居していた場合において、祖父母夫妻と夫・妻・子どもの世帯がバラバラに公営住宅入居することは可能か。（２部屋借りることは可能か）

**６．公営住宅への申込みについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８**

* + 証明書の使い方（入居の申請方法）を教えてほしい。
	+ 証明書は、入居しようとする者全員分が必要か。
	+ この証明書を使わずに公営住宅の申し込みを行い、落選してしまった場合において、その後に再度証明書を入手すれば公営住宅に改めて申込みすることができるのか。
	+ 現時点で既に対象地域外に避難している場合において、避難先ではない都道府県（市区町村）の公営住宅に入居の申込みをすることは可能か

**１．証明書の発行について**

* + **具体的手続きを教えてほしい。**
1. 切手を貼った返信用封筒及び戸籍謄本等必要書類をそろえた上で、窓口または郵送で避難元市町村（平成23年3月11日時点で居住していた市町村）に「居住実績証明書」の発行を申請します。
2. 書類等に不備が無ければ、数日～数週間で証明書が発行され、現住所に郵送されます。
3. なお、発行に際しては、各市町村が定める所定の手数料が必要になる場合があります。郵送で申請される場合には所定の金額分の定額小為替を同封してください。
	* **証明書の発行はどこでも出来るのか。**

避難元市町村（平成23年3月11日時点で居住していた市町村）に限ります。避難元市町村の具体的な窓口については、別紙をご参照いただくか、避難元市町村にお尋ねください。

* + **避難のため窓口での申請が出来ないのだがどのようにすればよいか。**

必要書類をそろえていただければ、郵送でも申請することが可能です。その場合は、定額小為替（発行手数料）と返信用封筒、返信用切手の同封を忘れないようお願いします。

* + **平成23年3月11日において、下宿・単身赴任等により対象地域内に在住していた場合で、住民票が対象地域外にあった場合、どの市町村に申請すればいいのか。**

住民票のある市区町村ではなく、平成23年3月11日時点で在住していた市町村に申請してください。ただし、対象地域内の市町村への在住の事実を、住民票をもって証明することが出来ないため、別途所定の書類が必要になります。

* + **平成23年3月11日において、下宿・単身赴任等により対象地域内に在住していた場合で、住民票が対象地域内の別な市町村にあった場合、どの市町村に申請すればいいのか。**

平成23年3月11日時点で在住していた市町村に申請してください。ただし、対象地域内の市町村への在住の事実を、住民票をもって証明することが出来ないため、別途所定の書類が必要になります。

* + **住民票が対象地域外にある場合において、所定の書類以外で下宿・単身赴任等の事実を証明することは可能か。**

一度、避難元市町村にご相談ください。

* + **証明書を紛失・発行した場合に再発行をしてもらえるのか。**

再発行いたしますので、避難元市町村に再度申請してください。なお、発行手数料や申請書類等が再度必要になるか否かについては、避難元市町村にお問い合わせください。

* + **証明書発行後に証明書記載事項に変更が生じた場合、どのような手続きが必要か。**

改めて申請し直した上で、新たな証明書を発行していただくことが必要です。

**２．証明書の取扱いについて**

* + **証明書はいつまで効力を有するのか（一度公営住宅に入居した後、何らかの理由により別の公営住宅に入居しようとする場合も一度取得した証明書は使えるのか）。**

婚姻・出生等により世帯構成員に変更が無い限り、原則として対象地域が消滅するまで効力を有します。ただし、入居の申込みを行う都道府県・市区町村によっては、婚姻・出生等による最新の世帯状況を把握するため、例えば３ヶ月以内といった一定期間内に発行された証明書を求める場合がありますので、入居を希望する都道府県・市区町村にご確認ください。

なお原則として、入居の申請の際か入居決定後に、入居を希望する都道府県・市区町村に提出することになるので、一度入居した後に何らかの理由により再度別の公営住宅に申し込む際には、改めて証明書を取得していただくことが必要です。

* + **証明書を持っていれば必ず公営住宅に入居出来るのか。**

必ず入居できるわけではありません。空きがあり、公営住宅の募集を行っている場合において、公営住宅の入居者選考に応募の上、合格した場合に限ります。

* + **具体的に、どのような優先的取扱いを受けることができるのか。**

都道府県・市区町村によっても異なりますので、詳細は入居を希望される公営住宅を管理する都道府県・市区町村にお尋ねいただくのが確実ですが、おおよそ以下のような内容が例としてあげられます。

* + - 対象地域内に持ち家を有していたとしても、その住宅を持っていないものとみなします。
		- 世帯の一部のみが避難しており、世帯が２カ所以上に分離して生活している状態にある場合には、一定範囲の者の収入を合計した上で1/2にしたものをその方の収入とみなします。（なお、世帯の考え方については、３．の「世帯とはどの範囲で考えるのか。」をご参照ください。）
	+ **証明書を持っていれば全国どの都道府県・市区町村の公営住宅でも入居が可能なのか。**

原則として、募集がある場合には全国の公営住宅への入居申込みが可能ですが、都道府県・市区町村により扱いが異なる場合があります。なお、証明書があれば、必ず公営住宅に入居出来るとは限らない点にご留意ください。また、避難元市町村内の公営住宅に入居を希望される方は、避難元市町村（県営住宅の場合は県）にお問い合わせください。

* + **単身赴任等により、対象地域内に居住していた場合において、家族が生活していた対象地域外の市区町村内にある公営住宅に入居することは可能なのか。**

原則として、募集がある場合には全国の公営住宅への入居申込みが可能ですが、都道府県・市区町村により扱いが異なる場合があります。なお、証明書があれば、必ず公営住宅に入居出来るとは限らない点にご留意ください。また、避難元市町村内の公営住宅に入居を希望される方は、避難元市町村（県営住宅の場合は県）にお問い合わせください。

* + **コピー・複写された証明書は使えるのか。**

各都道府県・市区町村の判断によりますので、入居を希望する公営住宅を管理する都道府県・市区町村にお尋ねください。

* + **何らかの理由により避難元市町村が対象地域から外れた場合、証明書の効力はどのようになるのか。**

対象地域から外れた時点で、証明書は効力を失います。

そのため、公営住宅に入居する前であれば、優先的な入居が出来なくなります。

また、公営住宅に入居した後であれば、家賃の算出方法や持ち家の有無について、通常の入居者と同様の取扱いになります（仮に、通常の算出方法によって入居基準をオーバーしてしまう場合でも、すぐに明渡しを求められることはありません）。

**３．対象となる方について**

* + **世帯とはどの範囲で考えるのか。**

平成23年3月11日時点で、同じ住宅に暮らしており、生計を同一にしていた方全員を１つの世帯として考えます。ただし、平成23年3月11日以降に、婚姻・出生・養子縁組等で世帯構成が増加した場合には、その方も世帯構成員とみなすほか、離婚等で世帯構成が減少した場合には現在生計を同一にしている方全員とします。

なお、申込可能な世帯員の範囲は、都道府県・市区町村により異なります。

* + **公営住宅に入居しようとする人全員が、平成23年3月11日時点で対象地域に居住していなければ対象とはならないのか。**

　　　　公営住宅に入居しようとされる方の中に、平成23年3月11日時点で対象地域に居住されていた方が少なくとも１人いらっしゃれば対象となり得ます。ただし、対象地域内に居住されていた方か、平成23年3月11日以降にその方の子（胎児を含み、未就学及び就学中の子どもをいう。なお、未就学の子どもとは、「小学校入学前の者」をいい、就学中の子どもとは、「学校の種別を問わず、学生証や在学証明書等により就学している旨を客観的に証明可能な者」をいう。以下同じ。）となった方の少なくとも一方を含んだ上で避難される場合に限るほか、都道府県・市区町村によって取扱いが異なる場合があり得ますので、入居を希望する都道府県・市区町村にお尋ねください。

* + **世帯全員で既に引っ越しをしてしまっていて、世帯全員が公営住宅への入居を希望している場合も対象になるのか。**

　　　　対象になり得ますが、都道府県・市区町村によって取扱いが異なる場合があり得ますので、入居を希望する都道府県・市区町村にお尋ねください。ただし、世帯が２カ所以上に分離して生活している状態では無いことから、世帯収入を1/2にする措置は適用しません。

* + **世帯全員で今後に引っ越し、世帯全員が公営住宅への入居を希望している場合も対象になるのか。**

　　　　対象になり得ますが、都道府県・市区町村によって取扱いが異なる場合があり得ますので、入居を希望する都道府県・市区町村にお尋ねください。ただし、世帯が２カ所以上に分離して生活している状態では無いことから、世帯収入を1/2にする措置は適用しません。

* + **世帯の誰かが支援対象地域内に残っている場合で、避難している者だけが公営住宅への入居を希望している場合も対象になるのか。**

　　対象になり得ますが、都道府県・市区町村によって取扱いが異なる場合があり得ますので、入居を希望する都道府県・市区町村にお尋ねください。

* + **今後世帯の一部だけが引っ越し、公営住宅への入居を希望している場合も対象になるのか。**

　　対象になり得ますが、都道府県・市区町村によって取扱いが異なる場合があり得ますので、入居を希望する都道府県・市区町村にお尋ねください。

* + **対象地域内で避難をしている場合も対象になるのか。**

対象になり得ますが、県・市町村によって取扱いが異なる場合があり得ますので、入居を希望する県・市町村にお尋ねください。

* + **世帯の一部だけが就学のための下宿・単身赴任等で対象地域に居住していた場合は対象になるのか。**

　所定の書類により、旅行等で一時的に滞在していたわけではなく、下宿・単身赴任等の事実が客観的に判明する限りは対象になり得ます。ただし、その方以外の家族が一緒に公営住宅に入居しようとされる場合には、下の回答をご参照ください。

* + **上記の場合において、対象地域に居住していなかった者も含めた世帯全員（又は世帯の一部）で公営住宅への入居を希望する場合は対象になるのか。**

　　単身赴任等対象地域に居住していた方か、平成23年3月11日以降にその方の子となった方の少なくとも一方を含めた上で入居を希望する場合に限って対象になり得ます。ただし、対象地域外に持ち家を有している場合であれば、当該住宅に居住が困難である事情等が無い限り、住宅に困窮しているとは言い難いことから、公営住宅に入居することは出来ないものと思われます。また、世帯全員で公営住宅への入居を希望する場合は、世帯が２カ所以上に分離して生活している状態では無いことから、世帯収入を1/2にする措置は適用しません。

* + **一方（例えば夫）のみが支援対象地域内に居住しており、3/11以降に結婚した夫婦は対象になるのか。**

　　対象になり得ます。ただし、婚姻後の姓を平成23年3月11日時点で名乗っていた方（多くの場合は夫）が平成23年3月11日時点で一人暮らしだった場合において夫婦そろって公営住宅への入居を希望する場合は、世帯が２カ所以上に分離して生活している状態では無いことから、世帯収入を1/2にする措置は適用しません。

**４．「収入」の計算方法について**

* + **世帯の全部が避難し、公営住宅への入居を希望する場合、どの範囲で収入が合算されることになるのか。**

避難される方全員の収入を合算します。ただし、世帯が２カ所以上に分離して生活している状態では無いことから、世帯収入を1/2にする措置は適用しません。

* + **世帯の一部が避難する場合、どの範囲で収入が合算されることになるのか。**

以下の①～③の収入を合算します。

1. 公営住宅への入居を申し込む方と、その方とともに同居される方
2. ①の配偶者
3. ①を所得税・個人住民税の関係で「扶養親族」としている方

なお、②・③については、実際に①と同居されるか否かに関わらず合算します。

* + **現在、対象地域内又は避難先の公営住宅に入居しているが、居住実績証明書を提出すれば、世帯収入を1/2にする措置が適用されるのか。**

あくまでも、新規に公営住宅に入居しようとされる方向けの措置ですので、原則として適用されません。

**５．住宅困窮要件（持ち家を持っていないものとみなすこと）について**

* + **一家がバラバラに避難している場合は、それぞれの者が現在居住しているところで本特例の対象となるのか。**

　　収入の算定に当たって、実際に公営住宅に居住しない場合であっても入居者の配偶者、同居者の配偶者、入居者を扶養する者及び同居者を扶養する者についてはその収入が合算されることになりますので、合算された方については対象とはなりません。

　　例えば、祖父母・父母・子の５人世帯で、①祖父、②父、③祖母・母・子と３カ所に分かれて避難している場合において、③祖母・母・子が本特例を活用して公営住宅に入居しようとする場合、入居しようとする者の配偶者である①祖父と②父の収入も合算されることになるため、祖父と父は避難先で本特例を活用して公営住宅に入居することはできません。

* + **例えば３世代で同居していた場合において、祖父母夫妻と夫・妻・子どもの世帯がバラバラに公営住宅入居することは可能か。（２部屋借りることは可能か）**

収入の算定に当たって、実際に公営住宅に居住しない場合であっても入居者の配偶者、同居者の配偶者、入居者を扶養する者及び同居者を扶養する者についてはその収入が合算されることになりますので、合算された方については対象とはなりません。

例えば、①祖父母、②父母・子と２カ所に分かれて避難している場合であれば、②父母・子の入居に際して①祖父母が②父母・子を扶養していない限り、①祖父母の収入は合算されないため、①祖父母が公営住宅に入居することは可能です。

**６．公営住宅への申込みについて**

* + **証明書の使い方（入居の申請方法）を教えてほしい。**
1. 入居したい公営住宅を管理する都道府県・市区町村が入居の受付をしているかどうか確認します。
2. 受付の時期にあわせて、申込み先の都道府県・市区町村が指定する書類とあわせて証明書の原本（申込み先がコピーを許容している場合、コピー可）を提出します。
3. 入居者選考に当選した場合には入居の手続きをします。
	* **証明書は、入居しようとする者全員分が必要か。**

入居の申込みを行う方（多くの場合、公営住宅に入居しようとされる方の中の代表者）の証明書のみでかまいません。ただし、公営住宅に入居しようとされる方の中に、証明書の「平成23年3月11日における世帯の構成員」欄に記載の無い方がいらっしゃる場合には、その方の証明書をいただいたり、その方とのご関係（血縁関係の有無、婚姻予定の有無等）をお尋ねしたりすることもあり得ますのでご留意ください。

* + **この証明書を使わずに公営住宅の申し込みを行い、落選してしまった場合において、その後に再度証明書を入手すれば公営住宅に改めて申込みすることができるのか。**

申込み先の都道府県・市区町村が申込み回数に制限を付けていない限り、何度でも申込み可能です。また、各都道府県・市区町村が定める要件に合致している限り、別の都道府県・市区町村に申し込むことも可能です。

ただし、同時に複数の公営住宅に申し込むことは出来ません。

* + **現時点で既に対象地域外に避難している場合において、避難先ではない都道府県（市区町村）の公営住宅に入居の申込みをすることは可能か。**

一般論としては可能です。

しかし、都道府県・市区町村によっては、当該都道府県・市区町村内に一定期間の居住やその都道府県・市区町村への通勤・通学等を要件として定めている場合があります。そのため、そうした事情が証明出来ない場合には入居申込みが出来ませんので、ご注意ください。